

・建築確認
・計画通知
・計画変更

申請処理カード

※太線内のみ記入してください。

正本

和歌山市

建築主名		確認済証番号	
建築場所		確認済証交付年月日	
工事名称		受付番号	
主要用途		受付年月日	

棟 番号	用途	延床	法6条	建築士	構造計算	建築設備		省エネ	昇降機	中間 検査	定期 報告	バリアフリー
	構造	階数	令10条	構造一級								駐車附置
	高さ	軒高	法20条	設備一級								
①		m	号	1・2・木	適判()	電気	給排水	適判	有・無	有・無	建築物	有・無
	造	階	号	要・不要	安全証明()	換気	排煙	仕様	併願	指定	設備/防設	有・無
	m	m	号	要・不要	仕様()	避雷針	非常照明 ()	別願	法定	昇降機		
②		m	号	1・2・木	適判()	電気	給排水	適判	有・無	有・無	建築物	有・無
	造	階	号	要・不要	安全証明()	換気	排煙	仕様	併願	指定	設備/防設	有・無
	m	m	号	要・不要	仕様()	避雷針	非常照明 ()	別願	法定	昇降機		
③		m	号	1・2・木	適判()	電気	給排水	適判	有・無	有・無	建築物	有・無
	造	階	号	要・不要	安全証明()	換気	排煙	仕様	併願	指定	設備/防設	有・無
	m	m	号	要・不要	仕様()	避雷針	非常照明 ()	別願	法定	昇降機		
④		m	号	1・2・木	適判()	電気	給排水	適判	有・無	有・無	建築物	有・無
	造	階	号	要・不要	安全証明()	換気	排煙	仕様	併願	指定	設備/防設	有・無
	m	m	号	要・不要	仕様()	避雷針	非常照明 ()	別願	法定	昇降機		
⑤		m	号	1・2・木	適判()	電気	給排水	適判	有・無	有・無	建築物	有・無
	造	階	号	要・不要	安全証明()	換気	排煙	仕様	併願	指定	設備/防設	有・無
	m	m	号	要・不要	仕様()	避雷針	非常照明 ()	別願	法定	昇降機		
既存不適格	集団規定		条()		条()		条()		条()			
	単体 規定	棟()	条()		条()		条()		条()			
		棟()	条()		条()		条()		条()			
		棟()	条()		条()		条()		条()			

許認可	☐ 条 項() ☐ 条 項() ☐ 条 項() ☐ 条 項()
各種届出等	☐ 12条5項 () ☐ 浄化槽申立 () ☐ 福まち () ☐ 中高層 () ☐ 狭あい ()
便所	☐ 浄化槽（新・既） (人槽) ☐ 公共下水 ☐ 集落排水 ☐ 汲取り

道路	1号()	2号()	3号()	4号()	5号()	2項()
地域・地区等	市街化区域	一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住・田園・近商・商・準工・工・工専				43条2項()
	市街化調整区域	指定なし [許可・許可不要・非該当] () (/)				防火・準防火
	風致・区画整理・宅造・特定盛土・都市施設()・臨港地区・大規模集客規制・()					22条区域
その他	☐ 日影図 ☐ 道路斜線緩和 ☐ 容積緩和 ☐ 天空率（道路・隣地・北側） ☐ 52条8項の適用 ☐					

審査の結果、確認済証を 交付してよろしいか	課長	副課長	班長	建築主事	意匠	構造	設備	省エネ	指導調整班	受付
☐ 正本・副本の整合性 ☐ 設計者の記名 ☐ 副本〔注意事項〕記入、写し添付 ☐										
月	日	審査経過								☐ 無期限通知
										年 月 日
										☐ 不適合通知
										年 月 日
										☐ 期限通知
										年 月 日
										年 月 日
										年 月 日
										年 月 日
										年 月 日

和歌山市

合議課 年 月 日 様 建築指導課 担当者 印	合議課 年 月 日 様 建築指導課 担当者 印
合議課 年 月 日 様 建築指導課 担当者 印	合議課 年 月 日 様 建築指導課 担当者 印

委任状： 1. 下記に記入 2. 別紙にて添付（建築物等の場所を明記してください。）

委任状	
委任される者	住所 氏名
上記の者を代理人と定め下記に関する権限を委任します。	
1. 確認申請の手続き並びにその訂正、受領に関する一切の権限	
2. その他（ ）に関する一切の権限	
建築物等の名称	
建築物等の場所	
	年 月 日
委任する者	住所 氏名

和歌山市

〔注意事項〕

※　○印のあるものは特に注意すべき事項です。なお、下記の指示事項にも注意してください。

(指示事項)

(注意事項)

1.

建築主・工事監理者・工事施工者の名称・住所等に変更があった場合は、速やかに名義変更届出書を、提出してください。

2.

工事施工者が未定になっていますので、必ず着工までに工事施工者選定届出書を提出してください。

3.

道路・隣地境界線に近接しているので、基礎・軒・庇等突出しないよう注意して施工してください。

4.

現道路中心線から2m（又は道路反対側から4m）の後退線内に建築行為（門・塀・擁壁等も含む）のないよう注意してください。

5.

この建物は建築基準法第56条第2項（道路斜線の緩和）の規定を適用しているので、道路から後退した範囲内には令第130条の12に定めるもの以外は建築等することができないので注意してください。

6.

申請建築物の位置又は高さを変更すると道路斜線・日影規制・北側斜線に抵触する恐れがあるので注意してください。

7.

申請建築物の形状等を変更すると建ぺい率または容積率の制限に抵触する恐れがあるので注意してください。

8.

高さ2mを超える擁壁を設置する場合は、建築基準法に基づく工作物の確認を受けて、安全な構造の敷地とするよう注意してください。

9.

浄化槽については浄化槽法を遵守してください。

10.

都市計画道路に抵触していますので、配置等変更のないよう注意してください。

11.

境界線付近の建築について民法第234条・第235条等に抵触する恐れがある場合は、近隣住民等と充分協議してください。

12.

申請建築物は中間検査の対象建築物ですので、特定工程に達した際に中間検査の申請をしてください。検査の特例を受ける場合は構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部及び基礎配筋の写真の添付が必要です。

13.

申請建築物の壁面を広告等に利用する場合は、和歌山市屋外広告物条例に基づく届け出が必要です。

14.

申請建築物は、建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の対象建築物です。

15.

申請建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象建築物です。完了検査の申請の際に、必要な書類を提出してください。

16.

住居表示地区内であれば、和歌山市住居表示条例に基づき届け出が必要です。届け出の時期は建物が完成、あるいは完成前であっても出入り口が確認できることです。担当課と打ち合わせしてください。

17.

騒音・振動に係る特定建設作業に該当する場合、又は水質汚濁防止法に伴う対象建築物に該当する場合は、届出等が必要です。担当課と打ち合わせしてください。

18.

当確認は、建築基準関係規定に関して審査したものであるため、道路及び水路等の床版橋の通行権等その他の法律に係る内容は含まれていないので注意してください。

19.

自治会の加入については、お住いの地域の自治会長にお尋ねください。自治会長がわからない場合はお近くの支所・連絡所までお問い合わせください。

20.

用途地域等	一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住・田園・近商・商・準工・工・工専・指定無					
法6条	1号 2号 3号	特例	1 2 3 4	確認済証番号		

1. 工事施工者 あなたの工事の施工者は建設業法による許可を受けていますか。許可を受けている業者でなければ請負施工できないものもありますから注意してください。
2. 請負契約 口頭契約は紛争のもとになりがちですから、請負契約は必ず文書でいたしましょう。文書契約は、建設工事請負契約約款でいたしましょう。（※参考(社)和歌山県建築士会事務局で販売しています。）
3. 確認の表示 確認を受けられたときは、下記様式の「建築基準法による確認済」の標識を着工から工事完了までの期間、工事現場の見やすい場所に表示してください。なお、この工事に係る設計図書（確認済証の内容以外の設計図書も含む）を工事現場に備え付けておいてください。

35cm以上

25
cm
以
上

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	令和 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 築造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

(注意)

- 1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
 - 2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。
4. 計画変更 確認後の設計変更が計画変更該当するときは、計画変更確認申請書を提出し、確認を受けてから変更工事をしてください。
 5. 中間検査申請 特定工程を含む場合は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に申請してください。
 6. 完了検査申請 工事が完了したときは、4日以内に完了検査を申請してください。
 7. 検査済証 完了検査を受けて、建築基準関係規定に適合しているときは検査済証を発行します。検査済証の交付を受けるまでは使用しないでください。
 8. 書類の保存 確認済証及び確認申請書の副本は、工事完了後に交付する検査済証と共に大切に保存してください。
 9. その他の法令の適用

建築基準法による確認は、他の法令による許可等とは別個のものですから、民法、農地法等その他の許可等を要するもの、又は借地若しくは借家で地主・家主の承諾を要するもの等については、これらの許可又は承諾等を受けてから工事に着手してください。

※ 以上掲げた事項に関して、建築基準法令の規定に違反があった場合には、工事停止、使用制限、その他罰則等を科せられることがありますから充分注意してください。なお、ご不明の点は、建築指導課にご遠慮なくお尋ねください。